

名古屋市上下水道局管理規程第14号

名古屋市上下水道局次長以下代決規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月30日

名古屋市上下水道局長 酒 井 雄 一

別表第4事業執行関係の表主管部長又は主管担当部長の欄第44号及び第45号中「担当部長（施設整備・管理調整担当）」を「施設部長」に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。